

広島県告示第二百七十一号

西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及びこれに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体に岡山市を加える。

二 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成二十一年四月一日から施行する。

第三条中「及び広島市」を「、広島市及び岡山市」に改める。

第六条中「委員二十人」を「委員二十一人」に改める。

第十七条第二項中「及び広島県」を「、広島県及び岡山県」に改め、「広島県及び広島市」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。